

蕨市総合社会福祉センター内社会福祉施設の指定管理者の指定について

蕨市総合社会福祉センター内社会福祉施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

蕨市障害者福祉センタードリーマ松原

蕨市多機能型事業所スマイラ松原

蕨市軽費老人ホームケアハウス松原

蕨市錦町三丁目3番27号

2 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会

蕨市錦町三丁目3番27号蕨市総合社会福祉センター内

会長 下村純久

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄